

青梅市虐待防止条例（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集概要

ア 実施期間 令和5年4月5日（水）から4月18日（火）まで

イ 周知方法 広報おうめ

実施期間中にツイッターで告知

ウ 閲覧場所 障がい者福祉課、行政情報コーナー、S&Dたまぐーセンター（青梅市文化交流センター）、各市民センター、中央図書館、子育て支援センター、障がい者サポートセンター
閲覧場所に備え付けの回答用紙または市ホームページからダウンロードした用紙へ意見や必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出。

- ・ 郵送
- ・ 電子メール
- ・ ファクシミリ
- ・ 障がい者福祉課窓口に直接持参

2 募集結果

ア 意見提出者 3名

郵 送	電子メール	ファクシミリ	直接持参
0名	3名	0名	0名

イ 意見と市の考え方

	市民からの意見概要	市の考え方
1	<p>本条例の虐待防止の対象は、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、また暴力は、配偶者からの暴力の防止に限られている条例なのに、名称が青梅市虐待・暴力の防止に関する条例になっているのは、わかりづらい。</p> <p>一緒にしないで、虐待と配偶者暴力をそれぞれ分けて考えてはどうか。市民にわかりやすく、市民のためになる条例であってほしいと思います。</p>	<p>条例の名称がわかりにくいとの御意見についてではありますが、障害や児童、高齢の各虐待は関連する場合があること、また配偶者暴力についても、学識者等から条例に入れるべきとの御意見をいただきました。このため、青梅市では、各虐待と配偶者暴力を含めた包括的な条例とすることと御理解をいただきますようお願いいたします。</p>

2	<p>本条例について、制定の理念や方針の内容から、関連団体の適切な運用が期待できるものか不安でなりません。要望として、関連団体および機関連線の活動実績の公表、また関係団体の引き、厳重なペナルティを許すことにより、一切の悪用を許さないよう切に願います。</p>	<p>虐待や暴力を防止するためには、社会全体での意識改革や取り組みが重要であると考えます。このため、本条例は、市・市民・関係団体・地域社会の責務を定め、一緒に虐待等の防止に取り組むことを目的とした条例といたすようよろしくお願いいたします。</p>
3	<p>条例案の内容が以下のような具体的な対策が定めてあると、市がちゃんと守ってくれる、と安心して過ごせます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待や暴力を受けた人に対して支援をすることはもちろん、暴力や虐待が起きる前に養護者や配偶者が暴力に発展するまでに追い詰められてしまう状況を、未然に防ぐ仕組みをつくる。 ・市・地域の相談窓口の常駐設置、養護施設で働く方向けのカウンセリングなどのサポート体制の充実させる。相談窓口の周知には青梅市 LINE や HP、SNS などを活用する。 ・虐待、暴力を受ける可能性がある方に定期的に現況調査する。 	<p>各関係機関がそれぞれ各虐待や暴力の防止や相談・支援に努めております。啓発や広報につきましても、パンフレットや動画の作成、HP 等への掲載なども行っております。今後はさらに関係機関が連携し、周知や防止に取り組んでまいります。</p>